**冬・春野菜栽培用トンネル設置及びハウス簡易修繕補助金　交付要綱**

平成30年1月12日

青木村農業技術者連絡協議会

（目的）

第1　農閑期である冬から春にかけての野菜生産拡大と、道の駅あおき農産物直売所への安定供給のため、冬野菜・春野菜栽培のためのビニールトンネル設置およびビニールハウス簡易修繕を行う個人に対し、青木村農業技術者連絡協議会（以下 農技連）がその経費の一部を補助し、本村の農業振興を図ることを目的とする。

（対象作物）

第2　12月～5月の間に収穫できる冬野菜・春野菜で、道の駅あおき農産物直売所に出荷するもの。

（交付対象）

第3　この補助金の交付対象となる者は、村内に住所を有する者で、村内農地において第2に定める対象作物栽培のためにビニールトンネル設置またはビニールハウス修繕を行った際の資材費用が発生した者。なおビニールハウスの修繕については、破れたビニールの交換・壊れた骨組みの交換等簡易な修繕を対象とし、ハウスの新設については補助対象外とする。

（補助額）

第4　補助金の交付額は、ビニールトンネル設置またはビニールハウス修繕に要した経費のうち20％以内とする。なお補助金の額は一人につき20,000円を限度とする。

（補助金の交付申請・交付決定）

第5　補助金を受けようとする者は、様式1号による申請書に、見積書を添付して農技連会長に提出する。

第6　農技連会長は第5による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めた場合には、様式2号による交付決定通知書を申請者に交付するものとし、不適当と認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の請求・支払）

第7　第6による交付決定を受け補助金の請求をしようとする者は、様式3号による請求書兼報告書に、領収書の写し、設置後の写真を添付し、農技連会長に提出する。

第8　農技連会長は、第7の請求に基づいて、補助金を速やかに交付する。

（その他）

第9　この要綱は平成30年1月15日から施行する。

様式１号

**冬・春野菜栽培用トンネル設置およびハウス簡易修繕補助金　交付申請書**

平成　　年　　月　　日

青木村農業技術者連絡協議会

会長　花見　陽一　殿

申請者　住所：青木村

氏名：　　　　　　　　　印

平成　　年度において、道の駅あおき農産物直売所へ出荷するための冬・春野菜栽培用のビニールトンネル設置またはビニールハウス簡易修繕を下記の通り実施したいので、

**補助金　　　　　　　　　円**を交付してください。

記

事業計画

1. 設置場所・事業量

（例）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地番 | 地目 | 面積 | 設置規模・修繕内容 | 数 |
| 青木村田沢111 | 田 | 1,253㎡ | トンネル　巾130㎝×長さ5ｍ | １ |
|  |  | ㎡ |  |  |
|  |  | ㎡ |  |  |

1. 直売所出荷予定作物 ：
2. 工　期 ：平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日
3. 事業費 ：　　　　 　　円（うち補助金　　 　　円　（20％））
4. 添付書類 ：見積書

以上